

下請セーフティネット債務保証事業に係る債権譲渡承諾事務処理要領
(目的)

第1条 この要領は、南房総市（以下「市」という。）と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成11年1月28日付け建設省経振発第8号等通知に規定された公共工事に係る工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債権保証事業、（以下「保証事業」という。）を利用する場合における債権の工事請負契約書第5条第1項ただし書きに基づく譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 保証事業に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、市が発注した工事のうち請負代金額1,000万円以上の工事とし、次に定める工事を除くものとする

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合も含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 工期が複数年にわたる工事。ただし、年度内に終了が見込まれる工事及び債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事は除く。
- (3) その他、請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な事由がある工事

2 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とし、別に定める地域建設業経営強化融資制度との併用は認めない。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合における工事請負契約書第33条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第47条第1項（請負金額1億5千万円以上の場合は、第53条第1項）の出来高部分の検査に合格し、

引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権の譲渡人は、保証事業を利用しようとする請負人（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は保証事業を行うために財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者とする。

(下請保護)

第5条 請負者である債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請人等への支払状況及び当該借入金の下請人等への支払計画に関する書面を債権譲受人に提出することとする。

2 債権譲渡契約は、下請人等の債権の保護を図る内容を含むものとする。ただし、債権譲渡人の破産その他の事由が生じた場合の下請保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任をもって行うこととし、市は関与しないものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第6条 債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。この場合において、承諾に当たっての当該出来高の確認については、工事履行報告書（別記第2号様式）の受領をもって足りるものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第7条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、書類の提出は当該工事担当課に持参して提出するものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式） 1通
- (2) 工事履行報告書 1通
- (3) 債権譲渡人と債権譲受人の締結済の債権譲渡契約書の写し 1通
- (4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証する書類 1通
- (6) 発行日から3か月以内の債権譲渡人の市税完納証明書 1通

（債権譲渡の承諾基準）

第8条 債権譲渡は、別表の各項目のすべてが確認された場合に承諾するものとする。

- 2 第7条の債権譲渡の承諾申請書類の提出を受けた当該工事担当課長は、別表の各項目を確認のうえ、別表とともに債権譲渡の承諾申請書類を契約担当課長に送付するものとする。

（債権譲渡の承諾）

第9条 債権譲渡の承諾は、契約担当課長が行うものとし、第7条による債権譲渡の承諾申請書類の提出を受けた後、別表の事項を確認したうえで債権譲渡承諾書（別記第3号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、遅滞なく行うものとする。
- 3 第1項により、債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（別記第4号様式）に記載する。
- 4 契約担当課は、債権譲渡承諾書及び債権譲渡の承諾申請書類を保管し、債権譲渡承諾書の写しを当該工事担当課長及び会計管理者へ送付するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第10条 第7条による債権譲渡の承諾申請書類の提出がない場合又は第8条

による必要な確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾は行わない。

- 2 前項の場合には、市は速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に対し、債権譲渡不承諾通知書（別記第5号様式）を交付しなければならない。

（出来高確認）

第11条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（別記第6号様式）を当該工事担当課長に対し提出するものとする。

- 3 前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合には、工程に支障のない範囲で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第9条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて、当該工事担当課に融資実行報告書（別記第7号様式）を提出するものとする。

- 2 融資実行報告書の提出を受けた当該工事担当課長は、その写しを会計管理者に送付するものとする。

- 3 市は、融資実行報告書を受領した場合は、以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

（請負代金の請求）

第13条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

- 2 債権譲受人が請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、次に掲げる書類を当該工事担当課へ提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書（別記第8号様式） 1通

- (2) 市が交付した債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 発効日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明 各1通
- (4) 債権譲渡契約書の写し 1通

(様式類の整備)

第14条 この要領に基づき保証事業を実施するにあたって、必要な契約書その他の様式類等で、この要領に定めのないものは、各監督庁及び振興基金が定めたものを用い、いずれにも定めのないものは債権譲受人が定めたものを用いるものとする。

(不正時の対応)

第15条 債権譲渡が虚偽のとき又は債権譲渡人及び債権譲受人が市に提出した書面について、明らかな偽造又は改ざん等の不正行為が認められたときは、市は、第9条の承諾を取り消すことができるとともに、債権譲渡人及び債権譲受人の監督庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

別表（第8条）

年 月 日

財政課長 様

確認者

ⓐ

工事名 _____ 請負者 _____

申請書類の受領日 年 月 日

下請セーフティネット債権保証事業に係るチェックリスト	
1 債権譲渡の対象工事	チェック
(1) 請負代金が1,000万円以上であるか。	
(2) 第2条第1項で定められている工事ではないか。	
2 申請書類	
(1) 債権譲渡承諾依頼書（別記第1号様式）	
①譲受人は(財)建設業振興基金から債務保証を受けられる団体であるか。	
②記載された工事名、工期、請負金額、前払金額等に間違いはないか。	
③譲渡人及び譲受人の印影は印鑑証明と合致するか。	
(2) 工事履行報告書（様式2）	
①工事進捗率が2分の1以上か。	
(3) 債権譲渡契約書	
①内容が債権譲渡承諾依頼書（別記第2号様式）と合致するか。	
②下請保護方策が講じられているか。	
③譲渡人及び譲受人の印影は印鑑証明と合致するか。	
(4) 譲渡人及び譲受人の印鑑証明は3か月以内か。	
(5) 保証人の承諾書（保証契約約款において必要とされている場合）はあるか。	
(6) 譲渡人の市税完納証明は3か月以内か。	

別 記

第1号様式（第7条第1項）

債 権 譲 渡 承 諾 申 請 書

年 月 日

南房総市長 様

(甲) 請負人 住 所

(譲渡人) 氏 名

実印

(乙) 譲受人 住 所

氏 名

実印

請負者（以下「甲」という。）が南房総市に対して有する契約書（ 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく工事請負代金債権を、譲受人（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾をいただきますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請人等に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、工事請負契約書第41条に規定するかし担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に規定する前払金等を本承諾以降請求しません。

記

1. 工 事 名

2. 工事箇所

3. 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

4. (1) 請負代金額 金 円

－ (2) 前 払 金 額 金 円

－ (3) 既 払 金 額 金 円

(4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在)

※請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

第2号様式（第6条）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日から 年 月 日まで		
日 付	年 月 日		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 % () は工程変更後	備 考
計			
(記載欄)			

(備考) 必要において適宜項目を加除して使用するものとする。

債 権 譲 渡 承 諾 書

(甲) 様
(乙) 様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった、 工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾書によって工事請負契約書第41条に基づく甲の責任が一切軽減されるものでないことを申し添える。

また、甲及び乙は建設工事請負契約書に規定する前払金等を本承諾以降請求できないものとする。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、請負契約が完成した場合には、工事契約書第33条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、工事請負契約書第47条第1項（請負金額1億5千万円以上の場合は、第53条第1項）の出来高部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、本承諾後、市に対し融資実行報告書（別記第7号様式）を提出すること。
3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
5. 甲の破産その他の事由が生じた場合の下請人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、市は関与しないこと。

確定日付印欄

確定日付印欄

債権譲渡不承諾通知書

(譲渡人) (甲) 様
(譲受人) (乙) 様

南房総市長 印

年 月 日付けで申請のあった、下記1記載の工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1. (1) 工 事 名
- (2) 工事箇所
- (3) 契約締結日

2. 承諾できない理由

年 月 日

工事出来高確認協力依頼書

南房総市長 様

（債権譲受人） 住 所

氏 名

印

下記工事について、「下請セーフティネット債権保証事業」による融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

については、そのために工事現場への立入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 工 事 名

2. 工事箇所

3. 請負業者

4. 現場立入希望日時 年 月 日 時 分から

5. 連絡先 担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X

融資実行報告書

年 月 日

南房総市長 様

(甲) (譲渡人) 住 所
氏 名 実印

(乙) (譲受人) 住 所
氏 名 実印

甲が南房総市に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき乙は甲に対して、金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けて受け取りましたので、甲乙連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記振込口座にお振込み下さい。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名
2. 工事箇所
3. 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日
4. (1) 請負代金額 金 円
- (2) 前払金額 金 円
- (3) 既払金額 金 円

- (4) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在)

※請負契約の内容に変更が生じた場合は、請負金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

[承諾番号]

[振込口座]

1. 振込希望金融機関名
銀行 本支店
2. 預金の種別、口座番号
預金
3. 口座名義
(ふりがな)

第8号様式（第13条第2項）

工事請負代金請求書

年 月 日

南房総市長 様

(債権譲受人) 住 所
氏 名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

金 _____ 円

ただし、 _____ 工事の代金

(内訳)

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | ¥ _____ |
| (2) 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| (3) 既払金受領済額 | ¥ _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金額等 | ¥ _____ |
| (5) 今回請求金額 | ¥ _____ |

2. 支払口座等

- (1) 振込希望金融機関名
銀行 本支店
- (2) 預金の種別、口座番号
預金
- (3) 口座名義
(ふりがな)

4. 請求者の連絡先

住 所
担 当 部 署
担当者氏名
電 話
F A X